

福島銀行役職員の行動規範 ～code of conduct～

福島銀行の役職員（役員、社員、準社員）が常日頃心掛けるべき最低限の行動規範を次のとおり定める。

- 1、組織の常識より世間の常識。福島銀行の役職員である前に、市民であること、地域社会の住民であることを忘れない。
- 2、コンプライアンス（法令等の厳守）は全ての大前提。法律の目的や精神をよく理解して。
- 3、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応する。恐れない、利用しない、金を出さないの「3ない」が基本。
- 4、就業規則、職務権限規程、情報管理規程、事務規程など社内ルールを厳守する。社内ルールの目的や意味合いをよく理解して。
- 5、組織の健全性を保つには、誰でも何でも言える風通しのよい雰囲気が一番。悪いニュースほど一刻も早く責任者や役員へ。ホットラインが見張り番。
- 6、公私を峻別する。接待や贈答には極力節度を持って。とくに現金については、賤別など名目の如何、金額の大小を問わず、全て丁寧にお断りする。
- 7、個人の人格、人権、プライバシーを尊重する。仕事に男女や年齢の区別はなく上下関係もない（あるのは役割分担）。セクハラやパワハラなどは問題外。
- 8、プロとしての自覚。健康や体調に注意するのは勿論、金融、経済、企業経営等の勉強を怠らず、市場で通用する力の取得やスキルアップに努める。
- 9、福島銀行で働く以上、私生活も清潔に。過剰債務に注意。銀行名や職務を利用した私的な金銭取引は犯罪。異性関係やアルコールも品位と節度を持って。
- 10、福島銀行は会社法に基づき設立された営利を目的とする株式会社。全員、商売人に徹する。

以 上